

農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議（第5回）

令和4年1月18日

【小林大臣官房政策課長】       では、時間になりましたので、それでは、ただいまより第5回農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全に関する有識者会議をオンラインにより開催いたします。

本日、司会を務めます大臣官房政策課の小林でございます。よろしくお願いします。

まず、委員の皆様におかれましては、御多忙のところお時間を頂戴し、また、オンライン会議の設定に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、初めに枝元農林水産事務次官より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

【枝元事務次官】       御苦労さまでございます。事務次官の枝元でございます。一言御挨拶をさせていただきます。本日は、お忙しい中、この会議に参加いただきまして、ありがとうございます。この有識者会議、令和2年2月に設立されまして、本日で5回目の開催となります。特にこれまで議論されてきました農林水産業・食品産業の作業安全のための規範の策定、公表に当たりましては、委員の皆様方に多数の貴重な御意見をいただきまして、感謝申し上げます。

この作業安全規範は、昨年3月に公表いたしまして、1年弱となりますけれども、残念ながら、死傷事故が減少に転ずるという方向にはまだ転換していないと認識してございます。このため、この作業安全規範を現場に浸透させ、事業者の方々に活用していただき、安全意識の向上を図っていただくことが改善に向けた重要な課題であると認識してございます。本日は、この規範の現場への浸透も含めまして、作業安全に向けた取組を御報告させていただきますので、皆様方の御意見も伺いながら、しっかり進めてまいりたいと考えてございます。忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【小林大臣官房政策課長】       ありがとうございます。

なお、取材の方の写真撮影は、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、初めに資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に事務局からお送りさせていただいておりますとおり、議事次第、それから、資料一覧、資料1から5、それから、参考資料1から9になります。本日の出席者につきましては、資料1の出

席者一覧、それから、事務局につきましては、その次の参考資料のとおりになっております。

なお、事前に事務局からお知らせしておりますとおり、御発言される場合にはチャット欄に発言希望等書き込んでいただきますと、事務局で確認し、マイクをオンにできるよう操作いたしますので、画面の指示に従い、ミュート解除ボタンを押していただくようお願いいたします。そうしますとマイクがオンになりますので、冒頭にお名前をおっしゃっていただいて、御発言をお願いしたいと思います。

それでは、議事に移ります。初めに議題１の「農林水産業・食品産業の新たな作業安全に関する有識者会議の検討経緯」及び「作業安全規範の現場実装と安全意識の向上に向けた取組」について、資料２の①と②に沿いまして御説明をいたします。

まず、資料２の①でございますけれども、これまでの検討経緯でございます。農林水産業・食品産業の作業事故の発生率は他産業に比べましても極めて高いということで、農林水産省全体で分野横断的な作業安全対策を検討するというところで、令和２年２月にこの有識者会議を設置しまして、これまで４回開催したところでございます。有識者会議では、事業者の方々に日々留意、実行いただきたい事項を示します農林水産業・食品産業の作業安全のための規範、共通規範と個別規範がございますけれども、これを議論いただきまして了承いただき、それを令和３年３月に農林水産省が公表ということをしてまいりました。

続きまして、資料２の②のほうでございます。この作業安全規範の現場実装と安全意識の向上に向けた取組の状況を報告いたします。委員の皆様から作業規範に関しまして、これまでも多くの御意見をいただいたところでございまして、例えばチェックシートの活用は有効で、経営主体が記入する仕掛けが必要だという御意見もいただいております。これも踏まえまして、各種の補助事業などにおきまして作業安全に関する要件化、いわゆるクロスコンプライアンスを推進しております。また、体感教育、事故の共有は効果的、多数の災害事例を整理する必要がある。解説資料が長くて難しいため、分かりやすい資料やウェブ配信できる動画説明も作成すべきとの御意見もいただきまして、こういうものを踏まえてリーフレット、それから、ポスター、事故体験映像、それから、作成中ではありますが、普及規範映像、こういったものを作成しております。

また、一言で伝わる文書で注意を促すことが重要であるとか、全ての関係者が当事者意識を持ち、自分事として受け止めることが重要。人に対するアプローチ、自分で自分の身を守るという啓蒙が重要、こういった御意見もいただきまして、研修の充実に加えまして、

各種SNSやYouTube、それから、MAFFアプリ、こういったもので日々情報発信をしているところでございます。こうした取組を引き続き粘り強く柔軟にやっていく、こういうことで作業安全規範の現場実装、それから、安全意識の向上、こういうものを進めていきたいと考えております。

議題1は以上でございまして、次に議題2の作業安全規範に係る調査事業の中間報告について、資料3に沿いまして株式会社クニエの阪本様より御説明をいただきたいと思っております。

では、クニエの阪本様、よろしくお願いします。

【クニエ（阪本）】 クニエの阪本でございます。よろしくお願いいたします。そうしましたら、「作業安全規範活用に係る調査事業の中間報告」という題で発表させていただきます。

おめくりいただきまして3ページ目から御説明します。本調査では、農業、林業、木材産業、漁業、食品産業の5分野におきまして事業者向けの個別規範について、現場でのさらなる活用に向けた課題の検証を行いました。1つ目の調査、こちら左側です。こちらが全国の事業者から回収した作業安全規範チェックシートの集計と分析を行いました。こちらは作業安全規範の各項目に対し、「実施」「今後、実施予定」「実施していない」あるいは「該当しない」、この4択で回答をいただいておりますので、その回答傾向などを分析いたしました。また、2つ目の調査は右側の事業者に直接ヒアリングを行うものでして、作業安全規範やチェックシートに対する御意見や、また、具体的な安全対策の取組状況などを聞き取りいたしました。

なお、こちらのヒアリング調査は、農業、林業、漁業の3分野のみ実施しております。これらの調査結果から、作業安全規範チェックシートの活用に向けた課題及び事業者における作業安全の取組水準を上げるための御支援の方向性といったことについて検討いたしました。

そうしましたら、まず、農業分野から御説明いたします。この後、どの分野も同様のものですけれども、本省ではこの個別規範の各項目について、その内容をまとめた略称にて扱いますので、こちらを御参考に御覧いただければと思います。

まず、農業分野ではヒアリング調査の結果を中心に御報告いたします。まず、農業者21名に対し、作業安全規範チェックシートのほう、実施していただいた後に、各個別規範項目に沿って具体的な安全対策の取組状況を聞き取った結果がこちらになります。こちら

の青い太いバーが、その個別規範ごとの実施率でして、こちらと紫の細いバーの細かい対策ごとの実施率は、やはりおよそ近い値を取るものも多いのですが、取組難度の高い対策については、個別規範の回答よりも実施率が低くなることが分かりました。例えば一番右の列の18番、危険個所対応などを例にとりますと、危険個所のマップ化・リスト化や現地での掲示となると、危険個所対応という大区分では71.4%が実施と答えていらっしゃいますが、こういった取組難度の高い個別の対策については、やや実施率が落ちるといった具合で分かっております。

これらのヒアリング結果から農業者の中でまだあまり取り組まれていないと考えられる項目を抜き出しますと、こちらの7項目になりました。こちらの6ページ目の右側の御参考という形で置いているところは、ヒアリングは行わずにチェックシートの回答のみをいただいた、その他42事業者の実施傾向なのですが、こちらともおよそ合致しておりますので、これら7項目については取組がさらに拡大するような支援が必要と考えられます。

また次の話題に移るのですが、別のヒアリング結果として作業安全規範チェックシート、今後活用していく上での課題及びチェックシートの改善方向性についてまた検討いたしました。事業者の方からお伺いした意見をまとめますと、まずチェックシートの活用方法を事業者目線でのセルフチェックと2つ目、クロスコンプライアンスなどを通じた第三者が事業者の実態を把握したいという方法、2つに大別して考えたときに、およそ3種類の課題があるかなと考えられます。

1つ目がこの現状と課題の一番上の箱なのですが、まず、具体的に何に取り組めばよいかというのが、その個別規範の記載を読んだだけでは分からないという御意見で、2つ目が現状の農業者の方の一般的な対策されているレベルよりも、相当高いレベルを規範の中で求めているため、現実的な改善につながりにくいのではないかという項目、3つ目が、これはセルフチェックの観点からも第三者の把握という観点からも同様なのですが、要約された内容になっているので、1つの項目の中に複数の対策内容が含まれているといった場合がございます。この場合、丸バツをつけただけでは、一体事業者の方がどこまで取り組んでいらっしゃるのかが他者から見て分かりづらいという点が御意見としてありました。

これらに対して3つのチェックシートの改善の方向性を検討いたしましたので、次のページで具体例を挙げさせていただきます。1つ目です。こちらの例えば規範の中で安全に

配慮した服装や保護具という文言があるのですけれども、こちらだけですと実際にはシートベルトやヘルメットの着用まで求めるものということが分からない事業者が御意見として多かったため、こういったものは具体例を明示してはどうかというものになります。

そして2つ目が事故発生時の備えとして、こういった対策がとられていますかという質問に対し、緊急連絡先の整理ですとか、救急セットの常備すらまだ実施できていないといった事業者の方がまだ多いという実態でして、一方、個別規範の中では事故発生時の対応手順を明文化するところをいきなり求めるような形になっていますので、例えば事故発生時の連絡体制をまず整えましょうということを内容として追加してはどうかといったようなものになります。

3つ目が個別規範のこの1センテンスの中に、前半と後半とで複数の取組内容が含まれているもの、危険箇所を特定する、さらに注意喚起を行うといった例を挙げておりますが、これについては、例えば両方で初めて丸と回答すべしなど基準を明確にしてはどうかというものになります。同様の検討と整理を行いましたのが次のページになります。こちらは割愛させていただきます。

以上、農業におきまして作業安全規範チェックシートのさらなる活用に向けては、まず、チェックシートの表現自体を見直すことですか、研修などを通じて規範で定める安全対策に対する理解を促進することが考えられます。また、農業者の方の対策レベルを上げるためにも、こちらも研修等通じて取組の意義や重要性について周知する必要があると考えられます。

続きまして、林業分野について御説明いたします。以降、農業のみ少し特殊な構成なのですけれども、報告の構成がまた異なるのですけれども、残りの4分野は、いずれも共通ですので、少し代表して林業分野は丁寧にお話しいたします。

全国における回答結果、12ページ目ですが、こちら、林業分野では緑の雇用事業に取り組む事業者の方から回答をいただきました。ほかの分野でも共通ですので、この凡例を少し丁寧に確認いたしますと、一番左から伸びている薄いラベンダーのバーが「実施」と回答した割合としまして、そこから色が濃くなる順に「今後、実施予定」「実施していない」、最後にグレーが「該当しない」と回答した割合になります。林業の特徴としては、全体的に実施率が高いということが挙げられまして、こちら、ほとんどの項目について80%以上の事業者が取り組んでいると回答されています。

では、反対に比較的实施率が低い項目を見ますと、第三者チェック、使用方法の明文化

や可視化、対策の記録、事業継続に関する取組の4項目になります。なお、17番のこの高齢者配慮については、「該当しない」が2割近く占めているので、この実施率が低いものとしては除外しています。

こちらが、今御覧いただいたのが全国全体の集計結果なのですがすけれども、次のページですが、事業ごとに今度は回答傾向が近いもの同士をグルーピングした結果をお出ししました。このクラスタリングの結果、全部で3つのグループに分かれましたが、それぞれまずグループ1、全ての項目において実施率が高いグループ、そして右手の多くの項目で実施率が低いグループ、そして両者の中間に大体実施率が位置するグループ2、下の比較的多くの項目で実施率が高いグループという特徴が出てきました。こちら、実施率が高い順にグループ1、2、3として名前をつけております。ここで実施率の目標を今回8割と置きまして、各グループがその個別の項目について取り組んでいるかどうかという点で整理いたしました。例えばグループ1の一番上の目標設定を見ますと、8割を超えているのでグループ1は目標設定が取り組んでいるが、一方、右手のグループ3は2割近くしか「実施」と回答していませんので、取り組めていないといった形で整理いたしました。

この結果を各グループが取り組んでいる項目といった形で整理したものが次のページになります。全てのグループで取り組まれている項目、こちら左手のSTEP1とまとめたものですが、こういったものもあれば全体的に実施率が高いグループ1のみが取り組んでいる項目、一番右手のSTEP3です。ここまで段階的に整理されました。そしてまたこの各段階ごとの項目の特徴を見ますと、やはりまずは法令等上で義務づけされる内容と関連する項目や、また、作業現場において明らかに見えているリスクに対する直接的な対策、例えばヘルメットの着用など明らかにこれを実施していないと重大事故につながるぞといったことが見えているような項目が、基礎的に取り組まれているということが分かりました。

その次の段階として、潜在リスクへの対応といたしまして、日常的に従事者一人一人の安全意識の醸成を促すような取組が来まして、最後の段階として文書の作成ですとか、やや事務負担の大きいような積極的な対策が並ぶといったように見られました。この整理は、例えば一番実施率の低いグループ3に属する事業者の方々は、まずはいきなりSTEP3、全て取り組もうとせずにSTEP2から取り組んでみてはいかがでしょうかといったように、この事業者の取組状況ごとに次に目指すべき水準の1つの目安になるかなと考えております。

また、少し話を、違うテーマに移りますが、次は15ページです。こちらはヒアリング調査の結果になるのですけれども、こちらで現場から作業安全規範チェックシートに対する御意見をいただいた結果を御紹介いたします。事業者の方が想定されるチェックシートの遣い方は主に2つで、1つ目が安全大会等における研修資材としての活用でした。こちらは、御意見としては林業の個別規範の内容は、経営者ですとかマネジメント層の目線で取り組むべき項目を網羅的にまとめたものであるといった所感を持たれる方が多く、これを年に1回程度、従事者の皆さんと共有する目的で活用できるのではないかと声が上がりました。

一方、2つ目の活用指針として文字どおり点検表としてのチェックシートの活用といった可能性も挙げられたのですけれども、こちらについては、現状のままで評価や判断にぶれが生じやすいので、まだ活用が難しいといった意見も散見されました。

最後に林業分野のまとめに入りますが、以上より作業安全規範のチェックシートの活用に向けては、まず今、今後、事業者の方に解説資料を読んでいただく、また、リーフレット等を活用して、その具体的な取組方法を周知することによって、個別規範に対する正しい理解が広がる必要があるかと考えます。また、2つ目の各事業者の作業安全対策レベルを上げていただくためには、法令等上で義務づけられていない、少し発展した取組事項についても、より進むような周知を図っていくことが必要と考えられます。

続きまして、木材産業分野の調査結果に移らせていただきます。おめくりいただきまして18ページ目です。こちら、これ以降、林業と同じような流れになりますが、こちらは全国からの回答結果でして、比較的多くの項目で実施率が高くなっております。実施率が8割に満たないやや低い項目も全体の60%から70%は取り組んでいらっしゃる、ただ、突出して実施率が低いと分かるのが第三者チェックとなっています。

続きまして、これらの結果を基に事業者ごとに回答傾向が近いもの同士をグルーピングしたのが19ページ目になります。木材産業では、実施率が比較的高いグループ1と比較的低いグループ2の2つに分かれました。

こちら、林業と同様に取組レベルを整理したのが20ページ目になります。木材産業の場合、比較的实施率の高い群、グループ1、こちらを抜き出しても、第三者チェックはまだ未実施の事業者が多いということが分かりました。また、作業現場での直接的なリスク対処に該当するかなと思われる機械安全について、STEP2の上から4行目に入っているのですが、ごめんなさい、3行目、15番の機械安全というところなのですけれども、

こちらについてもまだ取組の余地があると考える事業者が一定数いるということが分かりました。ただ、木材産業分野では、事業者の方に直接ヒアリングを行っていないので推測にはなるのですが、例えば法令上義務づけられているはずの項目で、一部の事業者の方が未実施と回答したものについては、その個別規範の指す具体的な内容についてまだ認識がそろっていない可能性もあるかなと考えられます。

以上、木材産業分野を最後にまとめますと、まずチェックシートの活用に向けては、今回の調査結果のフィードバックとともに、リーフレットや解説資料を読んでいただく等して、内容の理解を促進することがまず考えられます。また、作業安全の取組水準を上げるための支援の方向性としては、全ての事業者で実施率が低かった第三者チェック及びコスト面で改善にまだ踏み込めていないと考えられる機械安全については、補助事業等により支援することが考えられます。

以上が木材産業になります。

続きまして、漁業分野に入らせていただきます。23ページ目を御覧ください。漁業の個別規範では、ほかの分野と違う点が、1人乗りの場合に該当しない項目というのをあらかじめ定めているというところで、事業者の属性が回答傾向に影響を与えてしまうので、集計の仕方として全国の事業者の雇用ありなしの比率に合わせて集計いたしました。また、漁業分野のこの集計結果の明らかな大きな特徴は、多くの項目で「該当しない」と回答する割合が非常に高いことです。こちらはもちろん、今申し上げたとおり、1人乗りのために情報共有する相手がいないといった背景がある項目もあれば、あるいは解説資料まで読み込まれていないために個別規範が指す内容と認識が合っていない可能性も十分考えられます。反対に、今赤で囲んだような法令遵守ですとか、服装・保護具の着用、機械メンテナンスなどは比較的、自身に該当する項目であるとは認識されているということが分かりました。

続きまして、回答傾向ごとにグルーピングしましたが、漁業分野は3つのグループに分かれております。1つ目が24ページにおつけしました実施率が比較的高いグループでして、残りの2つのグループは25ページにまとめて載せておりますが、こちらはいずれも多くの項目で実施率が低いグループになります。ただし、一方は、右手は「該当なし」の割合が顕著に高いグループといった分かれ方になりました。これらを整理しますと、こちらのようになります。取組レベルごとの項目の特性といいますか、内訳はほかの分野と傾向は似ているのですけれども、やはり全体的に実施率がまだ低いということが漁業の課

題かなと考えられます。

続きまして、またテーマが変わりますが、漁業のヒアリング結果のほうをお出しします。こちらでも林業と同様にチェックシートの活用の際に課題を整理いたしました。漁業従事者より現状のチェックシートのままでは、活用拡大はなかなかまだ難しいといった意見が挙がっております。その大きな理由がこちらの2つでして、まずは自身が該当する項目かどうかチェックシートだけ見てもまだ分からないというところと、2つ目が自身の取組状況が、これは実施していると言っていいのかどうかといった判断基準が分かりにくいということも挙がりました。これらについては、チェックシート以外の資料での補完も考えられるのですが、チェックシート上の記載の改善といった方向性も考えられます。

最後にまとめに入りますが、28ページです。漁業においてチェックシートの活用に向けては、チェックシートにも1人乗りの該当する、しないといった項目を明記するのですとか、分かりにくい表現を含む項目を修正したりすることで、まずは事業者目線で正しくチェックができるようにすることが必要と考えられます。また、取組レベルを引き上げるためには、引き続き補助事業等による講習会ですとか、リーフレットによる周知啓発を行っていくことが考えられます。

以上が漁業になります。

最後に食品産業分野の説明をさせていただきます。30ページ目を御覧ください。食品産業分野は非常に全体的に実施率が高いです。ほとんどの項目について8割以上の事業者が取り組んでいると回答していらっしゃいます。反対に実施率が低い項目を見ますと、第三者チェック、使用方法の明文化・可視化、事故対応の明文化、事業継続に関する取組の4項目で、これは林業とかなり近い傾向かなと見られます。

続きまして、事業者ごとに回答傾向が近いもの同士をグルーピングした結果がこちらです。3つのグループに分かれたのですが、一番上のグループ1は、もう全ての項目、100%実施していると回答された56事業者が抜き出されたという形になります。残りの2つが比較的实施率が高いグループとやや低いグループに分かれました。

こちらでも各グループが取り組んでいる項目を整理しましたのが32ページ目になります。食品分野は、例えばグループ2、中間レベルの実施率の群に注目しますと、119事業者ということで全事業者に対して約半数の事業者が多く項目について取り組んでいるものの、やはりより積極的な対策についてまだ改善の余地があると認識されていることが分かります。

食品産業分野、以上まとめますと、チェックシート活用に向けては、今回の調査結果のフィードバックとともに解説資料を読んでいただくなどして内容の理解を促進することがまず考えられます。また、事業者の対策レベルを上げていただくためには、特に徹底してほしい取組ですとか、全ての事業者で実施率が低かった第三者チェックについて、実施を奨励するような事例紹介を行っていくことが考えられるかと思います。

私からの御説明は以上になります。ありがとうございます。

【小林大臣官房政策課長】 それでは、今の御説明に関しまして御質問等ございましたら、お願いいたします。

では、また質問の機会は後でも設けますので、では、先に進ませていただきまして、次は議題の3ということでございます。議題3でございますが、作業現場でのナッジを活用した行動変容促進手法について、資料4に沿いまして三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の井上様から御説明をいただきたいと思います。

では、井上様、よろしくお願いいたします。

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング（井上）】 とりあえず、この状態で発表させていただければと思います。三菱UFJリサーチ&コンサルティングの井上と申します。よろしくお願いいたします。今年度、当社のほうでナッジを活用して作業安全対策を促さないかというところ、そういった事業の委託を受けておりまして、そちらの事業の概要を報告させていただきます。

では、中身の説明に移らせていただきます。1から3ページ目を飛ばしていただきまして、4ページ目を御覧いただけますでしょうか。まず、こちらがそもそもナッジとは何なのかといった説明のスライドでございます。もともとナッジはソフトを後押しするといった英語の意味なのですが、転じて人間の性質でしたり、人間が抱えているバイアスを考慮してよりよい選択というのをソフトに促していこうと、そういったことを意味しております。政策的な手段といたしましては、ナッジのほかにも規制でしたり、あとは税制・補助金などいろいろあると思うのですが、ナッジは導入のハードルが低くて、かつ個人の選択の自由を担保してくれる方法ですので、今すぐ実施できる、そんなメリットがあるのかなと考えてございます。

今回の事業では、次のページを御覧いただければと思います。まず行動変容させたい行動というのをトラクターの運転時におけるシートベルト着用促進に焦点を絞りまして、ナッジの設計と効果の検証を実施いたしました。大きな実施フローといたしましては、こち

らの1から3に示しているとおりでございまして、まず現状の行動変容を妨げているボトルネックは何なのかといったところを特定いたします。続いて、そのボトルネックに応じてナッジを設計して介入資材を作っていきます。最後に、その介入資材というのが実際に効果をもたらすのかといったところ、効果検証を行っていくという、この3点でございます。

次のページに移らせていただきます。6ページ目でございます。まず、ボトルネックの特定につきまして、農業者の方にヒアリングを実施いたしまして、現状なぜシートベルトをつけていらないのかといったところ、ヒアリングをいたしました。いろいろと要因は上がってきてはいるのですが、大きなところだと、そもそも危険と感じていないといった点だったり、あとはシートベルトの必要性を感じないといった点、あとはそもそも習慣がなかったり、面倒だったりといった、そんな要因が挙げられたところでございます。特に自分の農地は危険じゃないから大丈夫だとか、あとはトラクターを運転するときにスピードも出していないので、シートベルトなんて必要ないよとか、その辺りが多く挙げられたのかなと認識しております。

次のページに移らせていただきます。こうした農業者の方の意見、ヒアリングを踏まえてボトルネックがどこにあるかというところ、2点特定させていただきました。下側にシートベルト着用の意思決定フローを描いておりますけれども、まず、作業の危険性を認識すること、次にシートベルトの必要性、シートベルトで危険を軽減できることを認識すること。それが終わって初めてシートベルトを着用して運転しようと思って、それを乗車時に思い出して最後につけるという流れになってくると思うのですが、このそもそもの1番目と2番目のところ、作業を危険だ感じていなかったり、あとシートベルトで危険を軽減できるということを認識していなかったり、ここがそもそもボトルネックになっていて、次に進めていないのではないかと仮説を立てました。ですので、ここの最初の2点、認知バイアス、ここに潜んでいる認知バイアスを正しくためのナッジというのが有効なのではないかと考えたところでございます。

次のページに移らせていただければと思います。前のページで特定いたしましたボトルネックを踏まえて、では、どういったふうにナッジを設計していくのかというのを整理した表でございます。イギリスのほうのナッジユニット、B I Tと呼ばれるナッジユニットでは、E A S Tと呼ばれるフレームワークに基づいてこのナッジを設計していくと効果が出やすいよということが言われておりまして、本事業でも同様にこのE A S Tに基づいて

設計を行いました。E A S Tというのは、Easy、Attractive、Social、Timelyの頭文字を取ったものでして、簡単に魅力的に、あと社会的な社会性を使ったもの、あとはタイムリーに行うとナッジというのは効きやすいよと言われております。ですので、今回もこちらのE A S Tの観点 considering ナッジの設計を行ったところでございます。

次のページに移らせていただきます。9ページ目でございます。先ほどのE A S Tのフレームワークに沿って、少し細かくなってしまうのはいるのですが、今回のシートベルト着用促進の文脈でこういったナッジというのが考えられるのかというのを整理した表になってございます。例えば一番上の表の中のデフォルトを利用で考えますと、そもそもそのシートベルトをつけないとエンジンがかからないようなトラクター自体の設計を変えてしまうというのもある種ナッジなのかなと整理できまして、このような整理をしているというところでございます。ただ、今回、効果検証、ナッジの効果を実際に試して、その効果を検証していくためには、なかなかトラクターの設計自体を変更していくこととかは難しいかと思いましたので、今回の事業内で効果検証まで実施可能なものに絞って効果検証を行うことといたしました。

そちらの特に着目したナッジが右側の赤く示しているもの3点ございまして、上から順にメッセージを簡素化する、あとは対象者の関心を引くこと、あとは現在バイアスを考慮して介入していくこと、この3点に焦点を絞りましてナッジの介入資材を作成させていただきました。

次のページに実際に作成したナッジ資材を掲載しております。大きなポイントとしては3点ございまして、まず1点目が、そもそもこの資材を見てもらわないといけませんので、まず、その注意を引くためのメッセージとして、10年間で1,000人も死亡しているんだというキャッチーなメッセージを掲載して、まずはそちらでトラクター作業の危険性というのを端的に訴えるメッセージを打ち出しております。次に中段で2点目といたしまして、トラクターの死亡率が高いですよということを示しまして、今後、作業をするときに、今後、農作業を継続していくと事故リスクというのはかなり高いんですよということに目を向けてもらうといった内容としております。では、どうしたらいいのだというのが3番目のところでして、シートベルトをつけるだけでこんなに危険を減らせますよというメッセージを既存の統計データとかも使いながら、分かりやすく伝えて動作指示を行うといった内容にしてございます。

以上が作成いたしました資材でございまして、ここからが、では、この作成した資材の

効果をどのように検証するのかというデザインを記載したものでございます。11ページ目でございます。効果の検証に当たりましては、ランダム化比較試験：RCTと呼ばれる手法を用いております。具体的にはウェブアンケートを実施いたしまして、まず、そのトラクターを使用している農業者の方だけをスクリーニングして集めてきまして、その集めた農業者の方を半分、半分にランダムに割当てました。そのうちの半分はナッジ資材、先ほどお見せしたのを見た上で、その後の回答を続けてもらいまして、もう半分の回答者の方にはダミーの資材を提示して、その後の回答を続けていただきました。その上で、今後シートベルトを、トラクターを運転するときにつけようと思いますかという設問を設けて、ここで着用しようと思うか、思わないかといったところ、ナッジをかけた処置群とナッジをかけていない対照群で、この回答率に差が出てくるかというのを比較を行いました。

ただ、これだけですと単なる意向調査、つけたいと思うかという意向だけで終わってしまいますので、その後にさらにこのナッジ資材、あるいはダミー資材を提示した1か月半後に追跡調査を実施いたしまして、最近1か月半ないし2か月でトラクター運転を行った方に絞って実際のトラクター運転時にこの着用状況がどうだったかという設問を用意しております。これによって、ナッジによって実際の行動がどれくらい変わるのかといったところを検証できる設計としております。

次のページが今回使用したナッジの資材、先ほどお見せしたものと、あとダミーの資材はこんなイメージだよということで掲載をしております。ダミーの資材も安全対策に関する情報はいろいろと掲載してはいるのですが、情報量が非常に多い構成となっております、これを見せた群とナッジの資材を見せた群を比較することで、認知負荷を減らした端的な内容としたナッジ資材がどれくらい効果があったのかということ把握することができると考えております。

次のページ、13ページ目に結果を早速掲載してございます。まずですけれども、こちらの結果はダミー資材とナッジ資材を見せた後の着用意向を比較した結果でございます。今回、3つのシチュエーションに絞って着用意向を聞いておりまして、①から③まで順番に公道走行時と圃場内・圃場周辺の危険箇所の走行時、あと圃場内での通常作業時でそれぞれ処置群と対照群で着用意向がどう変わったかというところを比較してございます。こちら、数字のほうを見ていただくと一目瞭然かなと思いますけれども、いずれのシチュエーションともナッジを行った処置群において着用意向は高くなるような効果が見られまし

た。こちら、特に②と③につきましては、圃場内と、あと危険箇所の走行時と圃場内の通常作業時につきましては、統計的な有意差も出ておりますので、効果が見られた可能性が高いと言えるのかなと思っております。

続きまして、次のページでございます。14ページ目でございます。こちらは介入後の追跡調査を行って、実際の着用状況がどうだったかといったものを比較した結果でございます。実際のシートベルト着用も処置群において、特に公道においてはかなり高くなる。4.2%高くなるといった結果となっております、ナッジとしては比較的大きな効果が見られているのかなと考えております。ただ、今回、追跡調査まで開帳してくれた回答者の数がそれほど多くありませんでしたので、サンプル数の関係から統計的な有意差までは見えていないのですけれども、今回の結果からナッジによって、その実際のシートベルト着用行動まで促すことができる、そんな可能性が示唆されたのかなと考えてございます。

③圃場内での通常作業時については、マイナスの効果が出てしまっているようにも見えるのですけれども、ここはもともと見てみますと処置群において、もともとの着用状況があまりよくない群が、人たちがたまたま処置群に偏ってしまっていた関係で、このようにマイナスに見えるのですけれども、そこのベースラインの差というのを補正してあげますと、ここも、③についてもプラスの効果が見られているといったところでございます。

その辺り、介入前後での比較を行ったものが次のページでございます。15ページ目でございます。こちらが介入前の状態から介入後でどれくらい着用意向が増えたかというところを比較した結果でございます。左側の公道走行時を見ていただくと分かりやすいかなと思いますけれども、介入前、対照群では42.9%だった着用状況が、介入後には2%増えた。一方で、処置群においては、これは5.3%増えました。ですので、この差分がある種効果と言えるというふうに、ナッジ資材を見せた効果と言えると考えております。同様に考えますと、この③のほうも1.3%と1.7%の比較になりますので、0.4%、わずかではありますがありますけれども、効果が見られたと考えられます。

続きまして16ページ目でございます。今回いろいろな要素が詰め込まれたナッジ資材をお見せしたわけなのですけれども、では、このうちのどこが特に効果が大きかったのかというのを検証した設問の結果でございます。特に着用状況がよかった群と悪かった群に分けて、それぞれでこの資材の中のどこに着目していたのかというのをアンケートで聞きました。そうすると、着用状況がよかった群というのは、特に死亡者数のところだったり、あとはシートベルトの効果、シートベルト着用状況による死亡者数の違いのところ、

ここに特に着目していたといったことが分かりまして、今後この辺りの内容というのをさらにブラッシュアップして目立たせることで、より効果的な資材が作れるのではないかなと考えているところでございます。

最後にまとめでございまして、17ページ目でございます。今回、ナッジという手法がトラクター運転におけるシートベルト着用行動という特定の行動ではあるのですが、そこにおいて効果をもたらすのかどうかといったところ、検証を行いました。それに際してEASTフレームワークでしたり、既存のボトルネックといったところを踏まえまして効果的と思われるナッジを作成したところでございまして、こちらを踏まえて効果検証を行ったところ、ナッジによって少なくとも着用意向というのは確実に必ず向上するのだという効果が見られたと考えております。追跡調査を行って、その実際の着用行動を比較したところ、こちらもナッジによって実際の行動変容まで促すことができる可能性というのがあるのではないか、そういったところが示唆されたかなと思っております。

最後に、今回、ナッジ資材、いろいろな要素を盛り込みましたけれども、特にシートベルトをつけた層というのが反応した要素をさらにブラッシュアップしていくことで、より効果的にさらに効果のある資材、ナッジ資材を作っていくことができるのではないかな、そういうふうを考えてございまして。

私からの資料説明は以上となります。どうもありがとうございました。

【小林大臣官房政策課長】      ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして御質問等ございましたら、お願いいたします。それから、先ほどのクニエ様のほうの資料も含めて、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

では、味の素の東森様から御質問ございますので、よろしくお願いいたします。

【東森委員】      発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。御説明もありがとうございます。それで、質問は、このナッジ資料の周知の方法と、この資料と対象の方々との接触頻度についてです。どの程度の接触頻度で、どの様な周知の方法を取られたのかを教えていただければと思います。

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング（井上）】      御質問、ありがとうございます。私から回答させていただきます。

今回、ウェブアンケートを使用してこちらの効果検証を実施いたしましたので、ウェブ上でアンケート会社のモニターとなっている農業者の方にこちらの画像を開いていただい

て、ナッジの資材の画像とダミーの資材の画像をそれぞれ開いていただいて、見ていただいた上で回答にお答えくださいといった形で接触をいたしました。ですので、こちらの画像を見ていただいたのは1回のみ、農業者の方に1回のみということになります。

【東森委員】 非常に興味深い実験だと思って拝聴させて頂きました。例えばポスターを掲示して接触頻度を高めると、しばらく効果が続くことは、我々、経験的に知っていますので、例えば今回のこのナッジも1回と言わず、例えば毎日とかいうふうに接触頻度を高めると、効果が高まるのではないかと思います。その一方、同じナッジばかりを使い続けますと、新鮮さが無くなり、その効果は薄れていきますから皆さんの行動が習慣として変化をするまでの期間で、新鮮さを保てる様に、幾つかのナッジを提供できれば、恐らく効果はあると思われます。

以上です。

【小林大臣官房政策課長】 よろしいですか。

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング(井上)】 コメント、ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、何度も介入資材を見せた場合にどれくらい効果が変わってくるのかというのは非常に興味深い内容ですし、実際の活用場面でもどれくらいポスターを貼ったらいいいのかとか、そのように重要な検証事項となってくるかと思っておりますので、今後こういった実証をやるときには、ぜひ検討させていただければと思っております。ありがとうございます。

【東森委員】 こちらこそ、ありがとうございました。

以上です。

【小林大臣官房政策課長】 では、ほかに議題2の部分も含めまして御質問ございましたら、よろしくお願いいたします。

有識者の委員の皆様から御質問等はないのですけれども、もし事務局のほうでも御質問ございましたら、せっかくの機会ですので。では、お願いします。

【安岡農産局審議官】 コメントさせていただいていいですか。

【小林大臣官房政策課長】 はい。

【安岡農産局審議官】 農産局の生産振興審議官の安岡でございます。ナッジのこの調査の結果、大変ありがとうございます。我々としても非常に参考になる結果だと思います。また、全体の規範に関する調査に関しても、層を分けてどういう取組が必要かと書いていただいて、非常に役に立つ内容だと思っております。ナッジのことに関して、今、東森さ

んのほうからコメントのあったことで、我々も実は去年の秋、シートベルトの着用をこのナッジの調査でやっていただいたときに、同時に我々もシートベルトの着用運動を進めていました。

実際にシートベルト着用の定着を図るために、ポスターを貼ったりしていましたが、我々のやっていた取組が割と合っていたんだなと思ったのは、何通りかのポスターを作成して、掲示、要は見てもらうことが、飽きないようにするために新たな刺激ということで少し視点を変えたようなものを何点か作成して掲示していました。ただ、今日いろいろ体系的にお話もいただいて、どういう点に注意を払って皆さんの認識を変えたらいいかということが判りましたので、また参考にして進めていきたいと思います。ありがとうございます。

【小林大臣官房政策課長】       では、東森様、御質問等ございましたら、お願いいたします。

【東森委員】       前半のクニエさんの御報告なのですが、林業と農業と食品事業において、安全に関する感度が違うという内容だったかと思うのですが、資料において事業者の従業員の人数を記載して頂ければと存じます。と申しますのも、食品事業といえますと企業ですので、従業員が50人以上で、安全衛生委員会の設置が義務づけられていると思いますので、そういった安全衛生委員会の設置の有無で、安全の感度は随分違うと思われるので、ですから、調査された事業者の従業員の人数を記載していただくと、有用なデータになると感じました。コメントです。ありがとうございました。

【クニエ（阪本）】       コメントいただき、ありがとうございます。食品産業は、今回、ヒアリングは行っていないのですが、ほかの特に林業などはそうだったので、事業者規模によって求められるレベルが違うので、別々の具体的な項目を設定してもいいのではないかという声は、事業者御自身からも上がってたりしましたので、そういった視点は1つあるかなと思います。コメントいただき、ありがとうございます。

【東森委員】       こちらこそ、ありがとうございます。以上です。

【小林大臣官房政策課長】       では、上村様、御質問等ございましたら、お願いいたします。

【上村委員】       森林総合研究所、上村と申します。よろしく申し上げます。調査のほうで、林業の事業体のほうでは非常に実施率の高い、よい結果が出て喜ばしいことなのですが、事業体が行うことと、その事業体に所属している作業者がこういった規範の内容を実践するというのは、また少し違うような気がします。作業者的の方々にそういう実践をして

いただくときに、分かりやすくこの取組を伝える、分かりやすくその取組の必要性を伝えるということが重要なのではないかと思います。そういったことにこのナッジというものが使えるのであれば、非常にありがたいことだと思いますし、いろいろなヒヤリハットの共有とか、そういったことにも使えれば非常にいいのかなと思って聞かせていただきました。簡単ですが、意見です。

【小林大臣官房政策課長】      ありがとうございました。

では、ほかに御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【枝元事務次官】      1点いいですか。

【小林大臣官房政策課長】      はい。

【枝元事務次官】      クニエさんにお伺いしたいのですが、林業とかでやられているSTEP1、STEP2、STEP3というのはすごくいろいろな意味で考えさせられる。農業分野でそういう手法がとれなかったというのはどういう。

【クニエ（阪本）】      単純にサンプル数の問題でして、これは6ページ目です。6ページ目の右側がそのSTEP1、STEP2で、ほかの分野で整理したような元となる事業者の方から広くチェックシートを回収させていただいたところなのですが、回答数が42事業者なので、少しその整理が難しかったということになります。なので、ヒアリングの結果から得られる示唆を中心にまとめさせていただきました。

【小林大臣官房政策課長】      では、内海様から御発言の希望がございますので、内海様、よろしくお願いいたします。

【内海委員】      大日本水産会の内海です。よろしくお願いいたします。

【小林大臣官房政策課長】      はい。お願いします。

【内海委員】      資料3のクニエさんの資料で少しお伺いしたかったのですが、意外と漁業分野を見ると、ほかに比べて実施率が低いというのがちょっとショックだったのですが、このグルーピング、グループごとに分けられていますけれども、これはそのグループで特異的な属性というんですか、あまり守らない人はこういう人が多かったとか、守る人はこういう人が多かったとか、例えば1人乗りの船のほうを守らないとか、割と企業経営のほうは守るとか、そういう属性みたいなものは何か調査されていて感じるところというのはなかったのでしょうか。もしあればお聞かせ願いたいと思います。

【クニエ（阪本）】      御質問、ありがとうございます。おっしゃるとおり、こちらの資料から落としてしまっていますが、回収した段階でチェックシートの――参考資料に原本が

ありましたか。参考の水産を見ていただくと、36ページですが、トン数ですとか、漁業種類、雇用労働者の有無というのが一応、この回収時に属性としてついてきているので、こちらでどの属性が多いかというのは確認しております。そうしますと、トン数が5トン以下ですとか、御指摘のとおり小規模な事業者が比較的このグループの2、3、実施率の低いところに集中しているということは分かりました。

【内海委員】 もし差し支えなければ、そういう部分でこういう属性の人がこうだったというのを資料でいただければ、これからそういう方に、そういう部分での改善を業界としてもお願いしていくときの一助になると思いますので、もしそういうものが提供可能であればいただければと思います。よろしくお願いします。

【クニエ（阪本）】 かしこまりました。最終報告に向けてまとめさせていただきます。ありがとうございます。

【小林大臣官房政策課長】 では、ほかに御質問等ございましたら、お願いいたします。では、日吉様から御発言希望がございますので、日吉様、よろしくお願いいたします。

【日吉委員】 日吉です。よろしくお願いします。

【小林大臣官房政策課長】 お願いします。

【日吉委員】 零細漁業者、特に1人乗りの漁業者について、要は安全認識が非常に薄いというお話もありましたし、また林業分野でも事業規模によって意識がちょっと低いといったお話もあったと思うのですが、特に1人乗りの漁業者の場合は、海という非常に危険なところで1人で操業しています。そういう状況の中で、分析結果としては理解できますし、チェックシートを否定しているわけではないのですが、現実的にはなかなか難しいと感じます。漁業現場では、チェックシートを現場で活用するのは、ほぼ不可能だと思います。僕も漁師ですが、組合員もいっぱいいるなか、良いことではないんですけれども、現実には、なかなかそういうことを聞かない。

先日、大間のマグロ漁業のテレビ放映で、やはり1人乗りの漁業者が扱われていましたが、ちょっと残念なことは、ライフジャケットも着ていなかったのがテレビに流れたのはどうかなと私は思ったりしたところなのですが、その中でも特に思いますのは、この年末の時期では、北の海ですから、水温は大変低いです。落ちた瞬間に亡くなるわけですね。私どもの伊豆のほうの海でも今の水温が15.5度などで、多分、30分もたないと思います。その中で、チェックシートの取組、これも大事な取組かもしれませんが、一方で、今、カメラ画像に映っているか分かりませんが、こうした1人乗りの漁業者が海

中に落ちたときに、すぐGPSでその落ちた場所を発信するセンサーについて、水産庁の開発実証に協力しています。こういうことがよっぽど人の命を守るには現実的だと思うんですね。

この海中転落センサーについて、先週も私、打合せに水産庁に行かせてもらったんですけども、日本無線さんが社会貢献で作ったと言われているくらいで、2年間で4,000円という使用料だと。本来、こういうのは衛星電話回線を使うと、1か月数万円などになると思うんですけども、スマホのGPS機能を使って発信できる。細かいことかもしれませんが、人の命を今すぐ守るというのは、こうした取り組みを水産庁さんや日本無線さんとも連携して、普及することが大事だと思います。

私は、規範やチェックシートは取り組んだ方がいいと思います。私は定置漁業で人数が十何人でやる操業なので、ある程度こういうことに当てはまると思います。ただ、今お話になっているのは、1人乗りの漁業者についてなかなか安全意識が低いということなので、そういう方には大きな目で見えて、こういうものを普及してライフジャケットとセットにすることがいいかなと思っている。ちょっとピントがずれているかもしれませんが、現実の話をさせていただきました。ありがとうございます。

【小林大臣官房政策課長】 日吉様、御意見、どうもありがとうございました。

それでは、ほかにまた御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いします。それでは、水研機構の高橋様から御発言希望がございます。高橋様、よろしくお願いいたします。

【高橋委員】 水産研究・教育機構の高橋と申します。よろしくお願いいたします。2つほどコメントさせていただければと思います。

1つは日吉委員のご指摘に関連する話ですが、漁業は大規模で会社経営的にされているところと、個人の零細でされているところでは状況が全く違います。全く別の産業のように捉えた方が良くのではないかとと思われるぐらい違う部分もあります。この会議で検証している規範につきましても、会社経営的なところであれば取り組みやすいかもしれませんが、1人乗りもしくは少人数で乗られている沿岸漁船の漁業者が使うかということ、なかなか難しいのではないかとこの感触を私も持っています。そこに対してどのように手当をしていけば良いのか、何か他の手段をもって作業安全の向上につなげていくのかというところについては、別途に考えていく必要があるだろうと考えております。

2つめは、三菱UFJさんからご報告のありましたナッジを使ったお話ですが、これは非

常に素晴らしい取組で私も勉強になりました。漁業でも、ライフジャケットの普及というところで同じような問題を抱えておりまして、いろいろな現場で漁業者の方からお話を伺うと、そもそもライフジャケット着用の必要性を感じていないという方も多くおられます。そういう方の意識の変容を促していくというのは非常に大事なことを考えております。水産庁の皆様も様々な普及啓発の取組、御努力をされていますが、その努力の効果がどのように上がっているのかという部分の検証も併せて進められると良いのではないのかと感じました。

私からは以上です。

【小林大臣官房政策課長】      ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問。それでは、元広様、よろしくお願いいたします。

【元広委員】      全中の元広です。生部の後任で今回初めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

質問というか、感想なのですが、農業分野でもクロスコンプライアンスの要件化等で一定作業安全意識の普及拡大等が進んでいると思うのですが、資料3を見ますと、農業分野の標本の回収がたいへん少ないので、そういう意味ではまだまだ普及が足りないんだということを実感しています。特に補助事業をあまり申請することがない家族経営、特に高齢農業者の方に向けては、やはり引き続き粘り強く情報発信していかないといけないと感じているところです。特に、農作業事故の見える化等でデータとか事例情報が収集、分析できるようになってきているので、先ほど御提案のあったナッジ等も活用して、できるだけ高齢農業者の方にも分かりやすいような情報を発信していただければと思っています。

また、資料3ですけれども、作業安全規範のチェックリストは、これから普及していくところですので、現場で活用しやすいように、チェックリストの改良を検討していただくというのは大変ありがたいと思いますので、御検討いただければ、また活用等させていただきたいと思っています。

あと、今回、ヒアリング等の中で実践度合いの濃淡がある程度見えてきているわけですが、目標設定とか第三者のチェックとか、方法の明確化とか、ある意味チェックリストを活用して、経営が見える化してPDCAを回すという、まさにGAPをすればクリアできる課題が多いところの実践度合いが低いので、JAグループとしては、このような観点からもGAPをするということは進めていきたいということを感じています。

以上です。

【小林大臣官房政策課長】      ありがとうございました。

それでは、吉田様から発言希望がございます。吉田様、よろしくお願いいたします。

【吉田委員】      吾妻森林組合の吉田でございます。今、話を聞かせていただいて、私も業者に対して、今、国、県の補助事業であったり、請負事業では個別規範にのっとりチェックリストを添付資料として提出するようになってきております。また、昨年の11月24日付では林野庁長官通知ということで、林業労働安全対策の強化についてということで詳細な留意事項が示されたりして、それにのっとり事業を展開しているところでございます。

先ほどチェックシートの分析ということでお話がありましたように、林業分野で8割以上が取り組んでいるということで、非常に高いということで実は驚いているというのが実感でございます。その中であまり取り組まれていない事業者、これは林業に限らず全分野でということでありましたが、目標設定が立てられていなかったり、当然、目標を持つということは大事なことだと思いますので、それをやっぱり立てて行っているというのが安全に最終的にはつながるのかなと思っているところでございます。

それとあと、お話の中にありましたように、林業分野については技術的なことが、文章等で表すということはなかなか難しいのだと思います。分野でもいいと思いますが、現場での技術力の向上の研修会が必要不可欠ではないのかなということで考えております。それとあと、今回、緑の雇用事業者に対しましてアンケートを実施したということでございますが、当然、緑の雇用事業者に対しましては、その中で技術的な指導をしていただければいいかと思いますが、それ以外、参画しない事業体も多数あると思いますので、その辺をすくっていただくような技術的な指導的なものを考えていただければ助かるなということで、意見ということでさせていただきます。

以上です。

【小林大臣官房政策課長】      ありがとうございました。

それでは、ほかにございますでしょうか。ほかに御意見、いかがでしょう。今、様々な御意見をいただきました。高齢者への発信とかも強化していただきたいでありますとか、チェックリストの改善、それから、目標設定の重要性でありますとか、それから、現場の技術向上の研修の重要性、それから、チェックリストも当然大事なのですが、命を守る機器の導入といいますか、漁業における機器の導入でありますとか、様々な御意見を

いただきましたので、これもまた引き続き私どものほうでも受け止めまして、作業安全のこの部分の高度化の部分のところでしっかり検討してまいりたいと思います。また最後に御質問の自由討議の機会を設けたいと思いますけれども、ここで一旦議題2と3は締めまして、次の議題4のほうに参りたいと思います。

最後に資料5を御覧いただきたいのですけれども、資料5、農林水産業・食品産業の作業安全推進Weekの開催につきまして、私から簡単に御説明いたします。資料5にパンフレットを置いておりますけれども、本年の2月14日、月曜日から、2月18日の金曜日を農林水産業・食品産業の作業安全推進Weekということで開催したいと思っております。初日の14日はシンポジウム、これをウェブで開催いたしまして、農林水産業に携わる企業の皆様から講演をいただく。それから、15日以降は分野ごとに会議等開催しまして、各分野における作業安全の取組について、有識者の方々と議論を深めていただくということを予定しております。この作業安全推進Week、ここは今回と同じようにオンラインでライブ配信するということを予定しておりまして、できるだけ多くの方々に御視聴いただけるようにPRに努めてまいりたいと思っております。

議題4は以上でございます。

それで、本日の議題は、これまででございます。議題は以上でございますけれども、最後に自由討議ということで、委員の皆様から本日の会議全体を通しましてお気づきの点、御発言ございましたら、御意見いただければと思います。

あと、もしよろしければ、本日はウェブのほうで厚生労働省の労働基準局の安全衛生部の安全課長の安達様にもウェブ参加していただいております。安達課長様から、もし本日の会議全般を通じましてコメント等ございましたら、お願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

【安達オブザーバー】 厚生労働省の安達です。今日は、どうもありがとうございます。1点感想ですけれども、今日、資料4でナッジを活用した行動変容促進というのは非常に参考になりました。私ども、安全対策、全業種でやっていくときに建設業ですとか製造業というのは比較的響きやすいのですけれども、他の業種、特に最近ですと物流、小売、介護というのが、災害が非常に増えているのですけれども、なかなか安全というところに関心が薄いものですから、こういった、今、ナッジを活用したというのは、私ども研究しておりますけれども、大変参考にさせていただきました。ありがとうございます。

あともう1点、この場をお借りして、こういった有識者会議に参加させていただきますし

て、昨年、今年と林野庁さんが実施する労働災害防止の現場研修会に私ども厚生労働省の若手の職員も参加をさせていただきまして、現場で非常に勉強させていただきました。大変ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

【小林大臣官房政策課長】      ありがとうございました。

それでは、ほかに今回の会議全体を通じまして御発言等ございましたら、よろしく願いいたします。では、上村様から御発言希望がございます。上村様、よろしく願いいたします。

【上村委員】      森林総研の上村です。先ほどの厚生労働省の課長さんからもありますが、ナッジというような分かりやすい資料を使って、こういう技術の普及、啓蒙ということをしていただければありがたいと思います。

それから、話が少し変わるのですが、林野庁のほうの外郭団体で行っていましたチェーンソーの振動騒音の測定が終了すると伺っております。チェーンソーというのは基本的な、林業でよく使われるというか、なくてはならない機具というか、道具なのですが、こういったものが国内で公というんですか、第三者的な検査ができないような状態になりつつあります。また、チェーンソーの防護衣、これも着用が義務づけられているものなのですが、国内でその J I S の規定がありながら、国内ではその検査ができないような体制になっております。

また、防振手袋についても J I S に規定があるのに検査ができないような状態と聞いております。J I S 自体は経済産業省であつたり、安全に関することは厚生労働省でやったりというふうに、ちょうど省庁をまたぐような問題ではあるのですが、こういった安全に関わる機具とか機材、防護服、こういったものが国内でもやっぱり検査ができるように進めていただく必要があるのかなと思いますので、この場を借りて情報提供といいますか、要望をさせていただきたいと思います。

以上です。

【小林大臣官房政策課長】      ありがとうございました。

【森林政部長】      林野庁の森でございます。林業の関係の話題をいろいろ出していただきまして、ありがとうございます。少し紹介をさせていただきますと、御案内のとおり林業、それから、木材産業は重量物を扱って、大きな刃物で処理するものですので非常に事故率が高くなっておりまして、林業については特に山の中で行われるということもあって、

千人死傷率は全産業の中で一番高いと、こういう状況でございまして、この安全の問題が非常に重要な問題と考えているところでございます。今回のこの規範などもかなり多くの事業で要件化もしくは優先採択に入れていくという形で導入を強力に進めてまいったところでございます。

さらに、先ほど上村さんから1回目の御発言のときにございましたように、こういった規範を普及していくとともに、ヒヤリハットの共有みたいなのが重要だというお話、こういったことがございましたので、先ほど吉田さんが御紹介くださいましたけれども、この秋に長官通知を出しまして、林業における事故のパターンを分析して、それを基に参考になるような指導をしていくというようなものも示しながら、今の全国各地でキャラバンなどもやりながら、この規範及びどういったところが危険なのか、どういった対応をしていく必要があるのかということについての普及、研修などを進めているところでございます。

そういったことを引き続き取り組んでいって、基本計画、去年作ったのですが、これにおいては林業の千人死傷率を10年で半減させるという高い目標を掲げてございますので、その実現を図っていきたいと思いますし、先ほど上村さんから2回目に御発言ございましたが、チェーンソーの問題とか、振動の問題とか、JISの検査の問題、いろいろ研究をまたさらにさせていただきまして、しっかり対応していきたいと思います。

【小林大臣官房政策課長】      ありがとうございます。

では、ほかに御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。それでは、御意見等ございますでしょうか。あと、事務方からもよろしいでしょうか。

それでは、最後に安東総括審議官より閉会の御挨拶を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

【安東総括審議官】      総括審議官の安東です。本日はお忙しい中、委員の皆様方には御出席いただき、また、御意見を賜り、ありがとうございます。改めまして本日も含め、これまで5回、会議でいろいろと御議論、御意見を賜り、本当にありがとうございます。皆様に尽力いただき、作業安全規範、策定したわけですが、本日もその活用方策ですとか、内容の現場への浸透ですとか、行動にどう結びつけていけるのかといった御議論をいただきましたけれども、引き続き今後とも作業安全向上に向けて様々な形で皆様から御意見を賜ればと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたしますということを申し上げて締めさせていただきたいと思います。

【小林大臣官房政策課長】      ありがとうございます。

それでは、第5回の農林水産業・食品産業の新たな作業安全対策に関する有識者会議をこれで終了いたします。委員の皆様、これまで5回の有識者会議に御参加いただきまして、多くの貴重な御意見をいただきました。本当にありがとうございました。これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —